

令和 5 年度  
仙台市中心部震災メモリアル拠点調査検討支援業務  
委託先募集要項

本公募は、仙台市議会に提案している令和 5 年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算内容に応じ、本業務の取り止め、業務内容の変更及び予算額変更の可能性がある。

令和 5 年 2 月  
仙台市まちづくり政策局

## 1. 委託業務名

令和5年度 仙台市中心部震災メモリアル拠点調査検討支援業務

## 2. 目的

本市は、東日本大震災の経験と教訓を後世に継承するため、震災メモリアル事業に取り組んでおり、現在、市中心部における拠点（以下「中心部拠点」「本拠点」という。）の整備に向けた検討を進めている。令和2年10月に有識者より提出された「仙台市中心部震災メモリアル拠点検討委員会報告書」で、本拠点の基本的な理念が「災害とともに生きる文化の創造」と示されたことを受け、本市では「防災環境都市・仙台ならではの災害文化創造拠点」の整備を目指している。

令和4年1月には「中心部拠点」を、かねてより本市で検討を進めていた「音楽ホール」を複合化し、「せんだい青葉山交流広場」へ整備することを決定し、同年9月に「中心部拠点」と「音楽ホール」の複合施設（以下「複合施設」という。）に係る基本構想策定に向けた「国際センター駅北地区複合施設基本構想に関する懇話会（以下「基本構想に関する懇話会」という。）」を立ち上げ、令和5年夏頃の基本構想策定に向けた検討を進めている。また、基本構想策定後、速やかに基本計画の検討に着手し、引き続き複合施設の整備に向けた検討を進めることとしている。

本業務では、令和5年夏頃を予定する複合施設基本構想の策定、その後の基本計画策定に向け、主に「中心部震災メモリアル拠点」の検討に必要な調査・検討の支援を行うことを目的とする。

## 3. 履行期間（契約期間）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4. 業務内容

本業務は、複合施設基本構想の策定、および複合施設基本計画の策定に向け、主に「中心部震災メモリアル拠点」の検討に必要な調査・検討の支援を行うことを主たる業務とする。

なお、本業務では本複合施設のうち「中心部震災メモリアル拠点」の調査・検討を主に取り扱うものとし、「音楽ホール」部分の調査・検討は本業務の対象外とするが、本複合施設全体に係るあり方や具体的な事業展開など「音楽ホール」と協働することで複合整備の効果が相乗する事項に係る検討については本業務の対象とする。

業務内容の詳細については、別紙「仕様書」のとおりとする。

## 5. 事業者選定・契約方法

公募型提案審査随意契約（プロポーザル方式）

## 6. 契約金額の上限

14,850,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 7. 参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。なお、2者以上により共同企業体を構成する場合には、次の（1）は1者以上の構成員、（2）～（6）はすべての構成員が満たしていることを要件とする。

（1）平成23年度以降において、官公庁が発注した博物館施設（相当施設、類似施設を含む）や震災

伝承施設、それらに類似する施設に係る基本構想・基本計画策定支援又は各種設計、施設運営に係る業務実績を有していること（共同企業体（代表構成員に限る。）による実績を含む。再委託による実績は含まない。）。

- (2) 仙台市契約規則第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による一般競争入札への参加制限、又は仙台市「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (6) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと）。

## 8. 公募に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問受付

#### ア. 受付期間

令和5年2月22日（水）16時まで

#### イ. 受付方法

質問票（様式1）に、質問事項を記入のうえ、電子メール（mac001604@city.sendai.jp）で提出すること。

### (2) 回答

質問受付後、市ホームページに回答を随時掲載し、令和5年2月24日（金）17時までに全質問の回答を掲示する。（令和5年3月31日（金）まで掲示する）

## 9. 応募申込書兼誓約書、提案書等の提出

次のとおり応募申込書兼誓約書、提案書及びその他必要書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年3月9日（木）17時（必着）

### (2) 提出方法

郵送または持参

※新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な限り郵送による提出とすること。

※郵送は、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法とすること。

※持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までとし、事前連絡の上、持参すること。

### (3) 提出書類

#### ア. 応募申込書兼誓約書（様式2）

#### イ. 提案書（任意様式）（正本1部、副本8部）

#### 【作成方法】

・A4版片面印刷（白黒・カラー印刷いずれも可）で任意様式とする。

・下記「記載内容」に加え、表紙（提案者名（法人名）等を記載すること）、目次を作成すること。

- ・表紙、目次を除き 10 ページ以内とし、ページ番号を付すること。
- ・図や写真、イラストを用い、簡潔で分かりやすい表現を行うこと。
- ※作成にあたっては、別紙1「評価基準」記載の「審査項目」及び「評価観点」を確認すること。

#### 【記載内容】

仕様書等の内容を踏まえ、以下について具体的に提案すること。

- ・本業務の実施体制、実施責任者等を記載すること。  
(本業務を遂行する人員体制、主任担当予定者(氏名、担当業務履歴)を記載すること)
- ・類似事例の主な実績について記載すること。  
(事業名称、概要及び実績等を一覧形式で記載すること)
- ・提案者の業務理解及び技術力を評価するため、下記テーマ①及び②に対し、それぞれ具体的な提案を行うこと。

#### 【提案を求めるテーマ】

##### ①本拠点の開館までに取り組むべき「プレ事業」について

- ・これまでの各種検討状況(各種報告書、懇話会における議論など)を踏まえ、本拠点の置かれている状況、課題等を分析し、具体的な事業提案を行うこと。
- ・プレ事業の目的は、主に「本拠点への関心・理解を高めること」「本拠点が果たすべきミッションを先行して実施すること」とする。
- ・今回提案を求める「プレ事業」は、「具体的な事業案2件以内」とする。
- ・提案を求める「プレ事業」について、実施に要する事業費の上限は定めないが、実現可能性等を十分に考慮した提案とすること。
- ・提案にあたっては、他都市等で行われている類似事業の概要や実績をあわせて紹介すること。
- ・なお、「プレ事業」について、本業務内での実施は予定していない。

##### ②災害文化の実装(定着)に向けて必要な観点

- ・本拠点における重要な事業方針の一つが、災害文化を日常に生かす「実装(定着)」である。
- ・「災害文化の実装(定着)」に向けた諸課題を分析し、今後の事業化に向けて必要な観点や効果的な方策を具体的に提案すること。
- ・提案にあたっては、他都市事例等を踏まえ提案すること。

#### ウ. 見積書(任意様式) (正本1部、副本8部)

※A4版で様式自由とする。

※業務内容項目ごとに経費の内訳を記載すること

#### エ. 事業者概要が分かる資料(任意様式・会社案内等でも可)

#### オ. 共同企業体の構成員一覧(様式3) ※共同企業体の場合のみ必要

#### (4) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ・応募資格要件を満たさない者または契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・上記6に示す契約金額の上限額を超える提案
- ・その他企画提案に関する条件に違反した提案

#### (5) 提案にあたっての留意点

- ・提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ・提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- ・提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ・提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ・提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。
- ・提出書類等は返却せず、本市の責任において処分する。なお提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例に基づく開示請求の対象文書となる。

## 10. 提案書の審査、受託候補者の特定

提出された提案書等及びプレゼンテーションを基に、審査委員会において審査を行い、受託候補者を特定する。

### (1) プレゼンテーション・質疑応答

以下のとおり、本件審査にあたりプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

なお日時、会場等は以下を予定しているが、詳細については提案書を提出した事業者に対して別途通知する。

ア. 日程 令和5年3月14日(火)午前

イ. 会場 仙台市役所本庁舎内

ウ. 内容・実施方法

- ・ 1社につき20分間(説明10分、質疑10分)とする。
- ・ プレゼンテーションは、事前に提出する提案書を用いて行うことを原則とする。
- ・ プレゼンテーション及び質疑応答は対面での実施を原則とするが、参加事業者の希望により、オンラインによる実施も可とする。
- ・ 出席者は、3名以内とする(共同企業体の場合も全体で3名とする)。

### (2) 審査方法、受託候補者の特定方法

審査委員会では、提案書及びプレゼンテーション・質疑応答の内容を基に、別紙1「評価基準」に基づき、4名の委員がそれぞれ150点満点で評価する。

審査委員4名の合計得点が最も高い提案をした事業者を本業務の委託候補者として特定する。同一点数により1者を特定できない場合には、審査委員会において協議の上、委託候補者を特定する。なお、審査委員4名の合計得点が満点の6割(360点)未満の場合は、委託候補者として特定しない。

## 11. 結果通知

- ・ 令和5年3月17日(金)まで(予定)に全提案者あてに電子メールにて通知する。
- ・ 受託候補者として特定されなかった者に対しては、特定しなかった旨及びその理由を書面により通知する。上記の通知を受けた者は、通知した日から7日以内に非特定理由についての説明を求められることができる。
- ・ 非特定理由についての説明は、上記の求めの日の翌日から起算して10日以内(休日を除く)に書面で回答する。

## 12. 契約方法

- ・ 本公募は、仙台市議会に提案している令和5年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算内容に応じ、本業務の取り止め、業務内容の変更及び予算額変更の可能性がある。
- ・ 委託候補者と協議の上、令和5年度予算の発効後、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点の者と協議を行う。
- ・ 本業務の実施にあたっては、提出された提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容の詳細について提案者と別途協議の上、提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ・ 本業務の契約は、本市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間もしくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとする。

## 13. その他

- ・ 本業務の受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ最大限有効に行う上で必要と思われる場合には、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- ・ 本業務に実施にあたっては、各種労働関係法令、著作権法、その他各種法令を遵守すること。

## 14. スケジュール（予定）

2月15日（水）	公募開始
2月22日（水）	質問の受付締切（2月24日（金）までに回答する）
<u>3月9日（木）</u>	応募申込書兼誓約書、提案書等の提出期限
3月14日（火）	プレゼンテーション
3月17日（金）まで	審査結果通知（予定）
4月1日（土）	契約締結

## 15. 問い合わせ及び提出先

仙台市 まちづくり政策局 防災環境都市推進室 震災メモリアル事業グループ（担当：大場）

住所：〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1（仙台市役所本庁舎2階）

TEL：022-214-1117 FAX：022-214-8497

E-mail：mac001604@city.sendai.jp